

**出雲市**

平成十四年八月六日  
(大曜日)

四 次

本件

運送の枚埋に課する賦課の一部を出

**出雲市**

島根県公安委員会告示第67号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号(道路の交通に関する規制)の一部を次のように改定する。

平成14年8月6日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1(法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	種類	摘要
簸川郡斐川町大字莊原町3060番地先 東本町交差点	一灯点滅式	

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の松江警察署の部簸川郡の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
末次町86番地先建設省松江堀川浄化ポンプ場南側三差路北詰	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	午前7時から午前9時まで	午前7時から午前9時まで	南進禁止

を削る。

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	通行禁止時	摘要
所原町36番地1先 三差路の北北東詰	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前8時まで	午前7時から午前8時まで	午前7時から午前8時まで	北進禁止
東林木町338番地先 前三差路の南詰	車両(2輪及び軽車両を除く。)	午前7時から午前8時まで	午前7時から午前8時まで	午前7時から午前8時まで	南進禁止
朝山町地内 新朝山橋西詰交差点北詰	車両(軽車両・小特を除く。)	午前7時から午前9時まで	午前7時から午前9時まで	午前7時から午前9時まで	北進禁止

を削る。

別表第2(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所)の出雲警察署の部簸川郡の項中

島根県

場所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
斐川町大字併川279番地先 の西詰	東側三差路	車両(2輪・軽く)。	午前7時から午前9時まで	西進禁止
斐川町大字併川538番地前 の西詰	交差点の西	車両(2輪・軽く)。	午前7時から午前9時まで	西進禁止

を削る。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

を禁止する場所)の松江警察署の部松江市の項中

区間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日時	摘要
東林木町338番地先 から同町422番地1先 三差路までの間の市道	三差路 北側	南行	30 メートル ( 車両を除く。 )	午前7時 から午前 8時まで	両 輪・軽 車両を除く。

を削り、同項に次のように加える。

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
末次町86番地先建設省松江堀川浄化ポ ンプ場南側三差路の東詰	西進車両の 右折北行	車両	午前7時 から午前 9時まで	

場所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
津田町313番地先 北東交差点	東進車両の右折南行	車両	終日	
津田町309番地 3先 南方交差点	西進車両の右折北行	車両	終日	
南田町223番地先 南方交差点	東進車両の右折南行	車両	終日	
末次町86番地先 国土交通省松江堀川浄化ボンプ場南東側三差路	南進車両の右折西行	車両	終日	

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
津田町313番地先交差点	3	
南田町166の2番地 城見橋北詰交差点	1	

を

場所	横断歩道設置数	摘要
津田町313番地先 北東交差点	2	
津田町309番地3先 南方交差点	1	
南田町223番地先 南方交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
浜乃木六丁目10番14号先 交差点	3	
法吉町716番地先 知者ヶ池南東側交差点	4	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字安田1700番地先 安来能義医師会病院東方約400メートル先交差点（町道中村横山線と町道母里安田線との交差点）	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
今市町795番地先 交差点	3	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部安来市の項中

平成14年8月6日

を

今市町1190番地38先 山王交差点

3

署

今市町795番地先 相生町交差点

4

今市町1696番地先 山王交差点

4

署

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
今市町795番地先	相生町交差点	4	
今市町1696番地先	山王交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
多伎町大字久村768番地1先	上ヶ浄化槽センターフ前交差点	1	
多伎町大字久村654番地先	多伎いちじく温泉前交差点	2	
多伎町大字久村654番地先	多伎いちじく温泉北方約150メートル地点の交差点	1	

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)

の出雲警察署の部簸川郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町3063番地先	交差点	3	

を

別表第6(法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の益田警察署の部益田市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
七尾町10番2号先	七尾上市交差点	3	

を

に改め、

場所	横断歩道設置数	摘要
七尾町10番2号先 七尾上市交差点	4	
日原町大字池村2127番地先 曽庭橋北詰三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
有明町5番10号前	1	
高津町口457番地1先 北方50メートル地点の交差点	2	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の益田警察署の部美濃郡の項に次のように加える。

場所	横断歩道設置数	摘要
美都町大字宇津川口346番地先 三差路	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の津和野警察署の項中

場所	横断歩道設置数	摘要
海士町大字海士4976番地先 海士東郵便局前三差路	3	
西ノ島町大字浦郷1025番地先 浦郷小学校前交差点	4	

場所	横断歩道設置数	摘要
海士町大字海士4977番地2先 海士郵便局前三差路	3	
西ノ島町大字浦郷1379番地先 浦郷小学校前交差点	4	

に改め、

場所	横断歩道設置数	横断歩道摘要
海士町大字御波167番地先 三差路	1	

を削る。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の松江警察署の部松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限する 日時	区間距離	摘要
袖師町1番7号先袖師交差点の南 詰から灘町1番42号先宍道湖大橋 南詰交差点までの間の主要地方道 松江鹿島美保関線	50キロ メートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	470	
千鳥町20番地南交差点から西浜佐 陀町地内長江干拓排水機場西方250 メートル地点までの間の国道431 号	50キロ メートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	5700	
千鳥町20番地南交差点から本庄町 449番地3前までの間の国道431号	50キロ メートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③)を除 く。)	終日 メートル	11410	

を削り、同項に次のように加える。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の平田警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限する 日時	区間距離	摘要
国富町505番地1先 交差点から 同町1493番地先三差路までの間の 市道口宇賀西代本線	40キロ メートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引(② ③)を除 く。)	終日 メートル	1400	

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限する 日時	区間距離	摘要
国富町505番地1先交差点から口 字賀町65番地先北方交差点までの 間の市道口宇賀西代本線	40キロ メートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引(② ③)を除 く。)	終日 メートル	2400	

に改め、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車両	制限 日時	区間距離	摘要
国富町86番地先交差点から同町54番地交差点までの間の市道国富46号線	40キロ メートル	車両 (緊急自動車、原付、けん引②) (③を除く。)	終日 200 メートル		

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の大社警察署の項に次のように加える。

場所	摘要
津田町313番地先交差点	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向
南田町166の2番地 城見橋北詰交差点	東詰・西詰
法吉町716番地先 北方交差点	北詰

西ノ島町大字別府165の3番地先交差点から同135番地先までの間の町道日々浦線を削る。

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部松江市の項中を

場	所	摘要
津田町313番地先交差点	東詰・西詰	
南田町166の2番地 城見橋北詰交差点	東詰・西詰	
法吉町716番地先 北方交差点	北詰	

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の浦郷警察署の項中を

場所	摘要
津田町313番地先 北東交差点	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向
津田町309番地3先 南方交差点	東詰
南田町223番地先 南方交差点	西詰
法吉町716番地先 知者ヶ池南東側交差点	北詰・南詰

に改め、同項に次のように加える。

## 警察部

場所	摘要
学園一丁目19番43号 南東三差路	べきときの方向
未次町86番地先国土交通省松江堀川淨化ポンプ場南東側 三差路	西 詰
北 詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部安来市の項目

場所	摘要
安来町741番地1先 城谷橋東詰交差点南方約450メートル地点 安来道路南側道の南側道三差路	指定場所に進行してべきときの方向
中津町317番地前交差点	東 詰
南東詰・北西詰	

場所	摘要
所原町2740番地先 三差路	指定場所に進行してべきときの方向
南東詰・西詰	
所原町2715番地1先 出雲市南部福祉センター南側交差点	指定場所に進行してべきときの方向
東 詰	

場所	摘要
安来町741番地先 城谷橋東詰交差点南方約450メートル先交差点(伯太川南側道橋下の県道安来インター線流出と主要地方道安来伯太日南線との三差路)	指定場所に進行してべきときの方向
東 詰	
中津町317番地先 西中津公会堂前交差点	南東詰・北西詰
北 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場所	摘要
今市町1968番地4先 一中踏切北側三差路	指定場所に進行してべきときの方向
東 詳	
浜町290番地2先 交差点	北 詳
大津町885番地1先 交差点	北 詳

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

今市町2041番地先 南東交差点	北 詰	
常松町393番地1先 北東交差点	東詰・西詰	
常松町402番地先 北方交差点	東詰・西詰	
姫原四丁目5番地6号先 北西交差点	東詰・西詰	
所原町3550番地2先 西方100メートル地点の小川橋東側交差点	東 詰	
渡橋町327番地1先 交差点	東 詰	

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

察署の項目			
場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
日原町大字富田680番地先 青原橋西詰三差路	東 詰		
西ノ島町大字浦郷1017番地先 浦郷小学校前交差点	西 詰		
西ノ島町大字浦郷539番地先 三差路	南 詰		
海士町大字海士4976番地先 海士東郵便局前三差路	北 詰		
署の項目			
場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
西ノ島町大字浦郷1017番地先 浦郷小学校前交差点	西 詰		
西ノ島町大字浦郷539番地先 三差路	南 詰		
海士町大字海士4976番地先 海士東郵便局前三差路	北 詰		
を削る。 別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の浦郷警察署の項目			
場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
多伎町大字久村768番地1先 上ヶ淨化槽センター前交 差点	北西詰・南東詰		
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉前交差点	北詰・南詰		
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉前交差点	北詰・南詰		
多伎町大字久村654番地先 多伎いちじく温泉北方約150 メートル地点の交差点	北詰・南詰		
多伎町大字久村763番地先 交差点	南 詰		
多伎町大字久村1260番地先 西方約200メートル地点の 交差点	西 詰		

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の津和野警

に改め、

## 別表

場所	摘要	指定場所に進行して停止すべきときの方向
海士町大字知々井1624の1番地先 知々井駐在所前三差路	北詰	
海士町大字福井1367の1番地先 交差点	東詰	

を削る。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の大社警察署の項に次のように加える。

場所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
大社町大字北荒木10番地28先交差点から同町大字杵築北2884番地先稻佐交差点までの主要地方道大社日御崎線	車両 （二輪のもの除外）	終日	2200メートル	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場所	摘要	自転車横断帯設置数
津田町313番地先	相生町交差点	2
津田町313番地先交差点		1

に改める。

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場所	摘要	自転車横断帯設置数
今市町795番地先	山王交差点	4

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場所	摘要	自転車横断帯設置数
南田町166の2番地	城見橋北詰交差点	1

を

(11) 平成14年8月6日

島根県報

号外第85号

多伎町大字久村763番地先 交差点

1

平成14年8月6日

島根県報

号外第85号 (12)

平成十四年八月六日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百二十円

(送料共)